

令和5年第3回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和5年9月12日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 行政報告（町長・教育長） |
| 第 5 | 同意第 2号 | 新冠町公平委員会委員の選任について |
| 第 6 | 同意第14号 | 新冠町教育委員会委員の任命について |
| 第 7 | 報告第 8号 | 例月出納検査等の結果報告について |
| 第 8 | 報告第 9号 | 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について |
| 第 9 | 報告第10号 | 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 第10 | 承認第 9号 | 専決処分について（令和5年度新冠町一般会計補正予算） |
| 第11 | 承認第10号 | 専決処分について（令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算） |
| 第12 | 承認第11号 | 専決処分について（令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算） |
| 第13 | 承認第12号 | 専決処分について（令和5年度新冠町一般会計補正予算） |
| 第14 | 認定第 1号 | 令和4年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第15 | 認定第 2号 | 令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第16 | 認定第 3号 | 令和4年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第17 | 認定第 4号 | 令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について |
| 第18 | 認定第 5号 | 令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第19 | 認定第 6号 | 令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について |

- 第20 認定第 7号 令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 会議案第11号 特別委員会の設置について（令和4年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会）
- 第22 議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第23 議案第45号 財産の取得について（庁舎内ネットワークサーバー機器購入）
- 第24 議案第46号 令和5年度新冠町一般会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 竹中進一君 | 2番 酒井益幸君 |
| 3番 中山千鶴子君 | 4番 村田貞光君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 秋山三津男君 |
| 7番 武藤勝罔君 | 8番 中川信幸君 |
| 9番 長浜謙太郎君 | 10番 武田修一君 |
| 11番 氏家良美君 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|-------------|-------|
| 町長 | 鳴海修司君 |
| 副町長 | 山本政嗣君 |
| 教育長 | 奥村尚久君 |
| 総務課長 | 佐藤正秀君 |
| 企画課長 | 佐渡健能君 |
| 町民生活課長 | 谷藤聡君 |
| 保健福祉課長 | 島田和義君 |
| 産業課長 | 鷹嘴寧君 |
| 建設水道課長 | 関口英一君 |
| 建設水道課参事 | 寺西訓君 |
| 農業委員会事務局長 | 山谷貴君 |
| 会計管理者兼税務課長 | 今村力君 |
| 診療所事務長 | 杉山結城君 |
| 特別養護老人ホーム所長 | 竹内修君 |
| 町有牧野所長 | 湊昌行君 |

管 理 課 長	新 宮 信 幸 君
社 会 教 育 課 長	工 藤 匡 君
総 務 課 総 括 主 幹	小 林 和 彦 君
企 画 課 総 括 主 幹	下 川 広 司 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	八 木 真 樹 君
税 務 課 総 括 主 幹	小 久 保 卓 君
産 業 課 総 括 主 幹	曾 我 和 久 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	磯 野 貴 弘 君
管 理 課 総 括 主 幹	伊 藤 美 幸 君
管 理 課 総 括 主 幹	楫 川 聡 明 君
社 会 教 育 課 総 括 主 幹	佐々木 京 君
社 会 教 育 課 総 括 主 幹	坂 元 一 馬 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	田 村 一 晃 君
議 会 事 務 局 総 括 主 幹	三 宅 範 正 君

(午前9時59分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。ただいまから令和5年第3回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君）議事日程を報告致します。
議事日程は御手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、但野裕之議員。6番、秋山三津男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君）日程第2、会期の決定を議題と致します。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月19日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月19日までの8日間とすることに決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、9月13日、14日及び16日から18日までの5日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。
よって、9月13日、14日及び16日から18日までの5日間を休会することに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君）日程第3、諸般の報告を行います。
町長から御手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。
次に、第2回定例会において可決された、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」、

「道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」、これらの2件は、関係機関に提出しておきましたので、御了承願います。

次に、広域連合議会並びに一部事務組合議会の開催状況については、御手元に配付のとおりで御了承願います。

次に、本定例会の説明員として出席通知のありましたものの職氏名は、御手元に配付のとおりですので御了承願います。

次に、第2回定例会において可決された議員の派遣結果については、御手元に配付のとおりですので御了承願います。

次に、閉会中の議会関係諸行事等の出席状況は、御手元に配付のとおりですので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和5年第3回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中、出席を賜り、厚く御礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和5年第2回定例会以降の主要な行政の動向について項目の順に従い、御報告申し上げます。

初めに、NPO法人コメリ災害対策センターとの、災害時における物資供給に関する協定についてご報告申し上げます。NPO法人コメリ災害対策センターは、全国的に資材・建材、園芸用品等の販売店舗を展開する株式会社コメリを母体としております。当センターは、平常時の災害に対する備えはもとより、不測の災害が発生した場合において、自治体との連携による災害対策を積極的に推進しており、この度、当町に対して協定締結の打診があったことから、令和5年7月14日付にて、災害時における物資供給に関する協定を締結いたしました。

当協定は、町内において地震や風水害等の災害が発生した場合に、当町からの要請に基づき、必要となる作業用物資、日用品及び冷暖房機器などを迅速かつ優先的に供給されるものであり、災害時においては、当町にとって大きな援助になると考えております。今後におきましては、当協定を契機とし、NPO法人コメリ災害対策センターと相互の支援、受援の体制について連携を深め、緊急時に備えて参りたいと存じます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種についてご報告いたします。本年、第2回定例会の行政報告におきまして、新型コロナウイルスのワクチン接種に関する事項と

して、令和5年度中に受けられるワクチン接種は無料となること。5月から始まった春開始接種の対象者は、初回接種が完了している方のうち年齢が65歳以上の方、5歳から64歳までの基礎疾患を有する方、医療従事者等の方、及び6ヶ月以上の初回接種の方とされたこと。秋開始接種については改めてご案内をすることなどについて、ご報告しております。8月に入り、秋開始接種で使用するワクチンの種類やスケジュール等に関する情報が随時届いてございますので、この度はその概要及び当町の対応についてご報告いたします。秋開始接種で使用されるワクチンは、オミクロン株XBB対応1価ワクチンとされ、接種期間は令和5年9月20日から令和6年3月31日までで、接種対象年齢は6ヶ月以上の全ての方となります。当町へのワクチンの配分でございますが、今週中にファイザー社製ワクチン720回分が配送されるとの通知を受けておりますが、次回の配分は10月16日以降とされ、配分量については未定とされております。直近の住民登録情報で6ヶ月以上の町民は5166人で、全員が接種を希望されることは無いものと想定をしていますが、今後の配分スケジュールが見通せない状況でございますので、当町としては高齢者など重症化リスクの高い接種希望者の方から優先し、随時ご案内をして参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

なお、ご参考までに本年4月以降の新冠町立国保診療所における新型コロナウイルスの感染状況を申し上げますと、8月までに発熱等の症状により外来受診をされた方は63人であり、このうち新型コロナウイルス感染されていた方は29人、陽性率は46%でございました。ただし、夏休みやお盆が重なった8月の1か月に限定をしますと、発熱等の症状による外来患者数は19人で、このうち14人が新型コロナウイルスに感染しており、陽性率は74%と非常に高い確率で感染が広がった状況が伺えます。また、当町が実施をした春開始接種での接種状況でございますが、8月25日現在の65歳以上の人口は1720人に対しまして、接種をされた方は895人で、接種率は52.03%でございます。このほか、基礎疾患を有する方や医療従事者等を含めた接種人数は1122人となっておりますので、併せてご報告いたします。

次に、ワーケーション実証事業の取組み結果についてご報告申し上げます。リモートワークの普及と共に仕事と休暇を同時に行うワーケーション事業を実施することで都市部から人を呼び込み、交流人口の増加につなげるワーケーション事業は、公共施設の再利用方策として行われることが多く、地域資源活用型まちづくりとして取組みを推進する市町村がございます。また、ワーケーション事業は、休暇を同時に行うという特殊な働き方スタイルを企業が認めた上で従業員が実施することが出来る、あるいは独立系の仕事人や個人事業主が参加できるのであって、現状の日本社会において参加可能な方は多くはないというのが実情とされています。そのためワーケーション事業実施後、実績を上げられずに早期取り止めざるを得ない自治体も散見されるのも事実です。当町は、以上の状況を踏まえ、当町におけるワーケーションの成功可能性について事業化を前に実証するべく、本年6月の1か月間、ホテルヒルズを主たる事業実施箇所として、新冠町ワーケーション実証事業

を実施しましたので、結果についてご報告申し上げます。

新冠町ワーケーション実証事業は、令和5年度末に閉校となる朝日小学校の空き教室をワーケーション事業において活用することを想定し、事業化を前に実証データの取得を目的に実施しました。事業参加募集に当たっては、参加者に対し各種補助を行ったことから募集した14枠は全て埋まり、17名の応募がありました。また参加者の中には、日本ワーケーション協会会員の方もいるなど当町でのワーケーション実施について意見を求める対象として十分な参加者ばかりでありました。全ての参加者を対象に行った意見交換会では、参加者の多くが当町におけるワーケーション事業について否定的であり、失敗の可能性を示唆するものでしたが、理由としては、当町がワーケーション事業において同事業を実施する他市町村と差別化を図った事業展開をすることは困難であるとの判断できること、及びアフターコロナによってリモートワークから出社回帰の流れができつつあること、更にはワーケーション人口が減少に向かっている昨今の状況などをマイナス材料として上げていました。事業化に肯定的な意見としては、令和7年度の新冠IC開設による交通アクセスの改善、あるいは名馬のふるさとという町の特色を生かすことで差別化を図るという提案がありました。このような意見を集約し、町としては令和6年度の事業化を見合わせ、今後はワーケーション事業がもたらす町への利点、そして他町とは異なる事業内容を検討し、新冠町に適したワーケーション事業を構築して行くことと致しました。この度の実証事業は、ワーケーション事業を当町で実施したときどのように機能するか、想定される問題・課題は何か、あるいは持続可能性の有無等について試験事業という形で実施致しましたが、得られた知見はワーケーション事業に留まることなく、まちづくり全般に及び、たいへん意義のある実証事業であったと実感しています。今後は、ワーケーション事業構想の継続的な考察、そして得られた各種提言をまちづくりの中で有効的に活用して行く所存ですので、よろしくお願い致します。

次に、判官館森林公園における熊出没に係る対応についてご報告申し上げます。7月8日午後8時頃、判官館森林公園内テニスコート脇の町道を通行中の乗用車前を熊が横切り、車載カメラの映像を確認した結果、体長1メートル未満で1歳程度のヒグマであることが確認された旨の連絡が静内警察からありました。関係課は、即座に対応を協議し、キャンプ場利用者のポロシリ生活館への退避、及びバンガロー利用者への注意喚起などを決定しました。キャンプ場利用者にとっては、突然の退避要請ではありましたが、警察の協力もあり、安全で円滑な退避を行うことができ、また同日夜間においては、役場職員による車中警戒に務め、翌日早朝には散策路及び公園内各所に警戒看板を設置することで、安全の確保に努めました。

翌7月9日から同月30日までの間、キャンプ場及び緑地公園の利用を禁止とし、併せて10日から箱罟を設置することで町民の安全確保と熊駆除の取組みを行いました。第一の熊目撃情報からおおよそ1週間後の7月18日午後6時頃、同じく静内警察からの連絡で青年の家付近で体長1メートル50センチ程度のヒグマの目撃情報があり、直ちに付近釣

り人及び散歩中の方に対し目撃現場周辺からの退避をお願いし、周辺地域の巡回を行いました。翌19日に対策を協議した結果、青年の家及び森林公園内の全ての施設の立入りを禁止すること。新聞折込によって町民周知を図ること。猟友会への巡回依頼を決定し、実施しました。7月18日の2度目のヒグマ出没後に設置した監視カメラではヒグマを確認できず、また新たな目撃情報もないため同月28日午前において、ヒグマの痕跡を確認すべく町職員と猟友会による森林公園内全域の横断的な巡回を実施しました。その結果、ヒグマの痕跡を見つけることが出来なかったことから、公園内にヒグマが留まり、徘徊している可能性は低いとの判断と猟友会の意見を踏まえ、キャンプ場テントサイトと遊歩道の利用を除いた、公園内施設の利用を再開致しました。その後、8月16日、21日において森林公園内全域の巡回調査を行い、ヒグマの痕跡を確認できなかったことから8月26日からキャンプ場テントサイト及び遊歩道の利用を再開致しました。7月8日のヒグマ目撃情報以来、判官館森林公園の利用は一部制限された状態が長く続きましたが、町民を含めた利用者の方々の安全を確保するためであることをご理解いただき、また今後においても不測の事態が生じることのないよう迅速な対応を取る所存ですので、よろしくお願い致します。

次に、にいかつぶふるさと祭り実行委員会が実施主体の、にいかつぶふるさと祭りについて、町担当課も事務局として取組みましたので、概要について報告致します。本年の開催が第27回となる、にいかつぶふるさと祭りは、7月15日、16日の両日においてレ・コード館第二駐車場を会場として開催されました。本年の開催は、令和元年の開催以来4年ぶりの開催であり、新型コロナウイルス感染症まん延による行動制限の緩和を待つて開催されたものであります。4年ぶりの開催となる本年は、会場の変更など多くの課題を抱えた中での実施ではありましたが、初日の降雨にも関わらず2日間の来場者数はこれまでの開催とほぼ同数である1万3000人を数えるなど、多くの町民で賑わい、笑顔溢れるお祭りであったと実感しています。

初日は、降雨により実施できなかったプログラムもあったということですが、事故もなく無事に終えたこと、そして長期間の中断にも関わらず、これまでと同様の賑わいであったことに安堵した次第であります。お祭りは、地域に賑わいをもたらし、地域を活性化させるものと考えますが、なによりも子どもたちの夏の思い出となる大きなイベントですので、開催意義はたいへん大きなものであると考えています。開催には関係団体、商工会青年部、そして多くのボランティアの方々の協力があったりやり遂げることができたものと考えており、多くの方々がまちづくりを支えていただいていることに感謝する次第であります。この度の開催は、にいかつぶふるさと祭りの新たなスタートになることと思っておりますが、今後は直面する課題を乗り越え、持続する事業として発展して行くことを切に願うとともに、町としても支援して行く所存です。

次に、現在日高と十勝の市町村が取り組んでいる日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に向けた取り組みについてご報告申し上げます。日高山脈襟裳国定公園は、昭和56年10月

1日に襟裳道立自然公園から国定公園の指定を受け、現在に至っており、これまでの間、希少な生態系の保護など自然環境の保全について北海道を中心に関係市町村が取り組みを進めてきましたが、国立公園に指定されることによって、日高山脈襟裳国定公園は、日本の景勝地の中でも特に傑出した景勝地であるとして、国家レベルで守るべき第一級の自然保護地域として位置付けられることとなります。このことで、これまで以上に厳格な環境保護が行われ、更には襟裳国定公園の貴重な自然環境は永続的に保護されることとなります。国立公園化は、現在環境省帯広自然保護事務所が策定を進めている、日高山脈襟裳国立公園計画がパブリックコメント等の諸手続きを経て、環境審議会で承認され、国立公園として告示されることで国立公園となります。これら一連の手続きを終えるのが、令和6年度内とされていますが、早期実現に向け関係機関と連携し、管内各町一丸となって取り組みを現在進めています。また早期指定への取組みと同時に国立公園化が地域産業へ悪影響を及ぼすことのないように公園区域を指定するよう関係機関へ要請するなど国立公園化が自然環境保護ばかりでなく、地域経済へ好影響をもたらすよう十分配慮した上で取り組みを進めています。日高山脈襟裳国定公園の国立公園化への取組みは、国立公園の指定を受けることで終わるものではなく、指定後、持続可能な保護と管理活動、更には環境尊重の意識を地域住民が等しく持つことが大切だと考えます。国立公園化への取組みが景勝地としての評価を得ることに留まることなく、環境保護について広域で取組む好機となり、日高、十勝の各市町村が高いレベルの環境保護に向け相互協力して行くよう新冠町としての取組みを推進して行く所存です。

次に、新冠温泉給水ポンプ破損に係る対応についてご報告申し上げます。本年8月8日早朝、新冠温泉において施設内水道施設の不具合によって施設全体が断水となり、町職員が緊急の施設確認を行った結果、給水ポンプの損傷による送水停止であることが判明致しました。このことから至急、設備事業者への復旧工事の依頼と施設運営会社への状況説明を行い、設備事業者は応急工事としての仮設給水ポンプの取付工事の準備に着手する一方、施設運営会社は、日帰り入浴の中止と飲料水の購入、そして給水タンクによる宿泊客への対応を行いました。仮設ポンプの設置は、同日午後4時前に終了し、日帰り入浴の再開、また当日の宿泊予約者についても受け入れすることが出来ましたが、仮設ポンプの水圧が既存ポンプの7割程度であったため、時間帯によっては水道水の水量が足りなくなる事態も発生致しました。8月25日、本来の水圧能力を有するポンプが納品され、翌日の未明において取替工事を実施し、従来の水圧を回復することができ、この度の給水ポンプ損傷による復旧作業を全て終えることが出来ました。

しかしそれまでの間、水圧の不足等により施設利用者の方々にはご迷惑をおかけすることもあったとの報告も受けております。急遽の施設トラブルに最善の努力をもって対処しましたが、施設利用者にご不便を感じさせる結果になりましたことについて、施設管理者の町としてお詫び申し上げますと同時に、これまでと同様、今後においても施設の維持管理について最善を尽くしていく所存ですので、よろしくお願い致します。

次に、昨年8月15日から16日に発生しました大雨災害の復旧に関し、全ての復旧工事の発注を終えましたので、その概要をご報告申し上げます。始めに、土木関連施設の復旧に関しては、被災箇所198箇所、復旧等に係る発注額は8億8631万円となっております。次に、農林水産業、治山、林道、牧野等に関しては、被災箇所66箇所、復旧等に係る発注額は3075万7千円となっております、全て復旧を終えております。町全体の合計としましては、被災箇所264箇所、復旧等による発注額9億1706万7千円となっております。なお、現在復旧中の11件につきましては、設計変更等に伴い、金額変更が生じる場合があることをご承知おき願います。継続工事につきましては、引き続き、早期完成を目指してまいりますので、関係者の皆様には、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、一般議案等17件、令和5年度一般会計補正予算1件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に、具体的に御説明いたしますので、全案件とも提案どおり御決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、令和5年第2回定例会以降の教育行政に関わって、御報告申し上げます。

初めに、小学校統合に係る進捗状況についてご報告いたします。次年度からの統合に向け、児童及びPTAの交流事業、書類や備品の移転作業、新冠小学校の駐車場整備といった、ソフト面とハード面を統合準備委員会の作業スケジュールに基づき、計画どおり取り進めております。両校の子ども達と保護者がお互いに親しみを持ち、安心した気持ちで統合を迎えられるよう、今年度の取り組みとして特に大切と考えております交流事業につきましては、5月以降、全学年での交流学习を実施しており、9月以降は給食や昼休み、掃除といった学校生活全体の交流を実施していきます。また、両校のPTAの交流につきましては、アート体験を通じた交流事業を計画していたところでありまして、札幌から招聘したアーティストが7月初旬から延べ11日間に渡り両校へ訪問し、子ども達が空想した新しい学校をイメージし具現化するワークショップを行っております。最終の2日間においては、朝日小学校を会場として、両校の児童による作品の共同制作と成果発表としてお披露目会を開催し、PTAと地域の方々を含め両日ともに約130名の参加があり、アート体験の他、PTAによる手作り夕食会やレクリエーションも行われました。当交流事業の実施にあたっては、統合準備委員会のPTA部会が主体的に検討し取り組みを進め、実施に至るまでの多くの協議を要しましたが、意見交換を重ねていく過程においても互いに打ち解ける有意義な機会になったと考えております。これら小学校統合に係る進捗状況につきましては、これから保護者や地域への説明会を開催し、丁寧にお伝えし、来年度の小

学校統合に向け取り進めて参ります。

次に、本定例会に提出させていただいております、教育委員会点検・評価報告書について、ご報告申し上げます。この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たすことを目的に、教育委員会がその権限に属する事務事業の管理、及び執行の状況について、点検、評価を行うこととされており、例年、その内容を議会に報告いたしますとともに、町のホームページにおいて公表するなどして、情報公開に努めているところでございます。今年度は、令和4年度教育行政執行方針に掲げた重点施策に基づき、教育委員会各課が実施した事務事業について内部評価を行った後、学校運営協議会、社会教育委員協議会、スポーツ推進委員会、更には、認定こども園保護者会に外部評価を頂いたところでございます。

令和4年度の教育行政の執行にあたっては、重点施策に基づき、計画した事務事業を展開したところでありますが、教育予算全体にわたりご配慮をいただいた上で、概ね計画どおり実施できたものと考えております。まず、管理課所管の学校教育に係る事務事業では、新学習指導要領に係わり、個別最適な学びに向けたICT機器の効果的な活用と地域資源を活用とした、ふるさと教育の実践、朝日小学校及び新冠小学校の学校事情に対応した町費負担教職員の配置、認定こども園の園児数に応じた職員配置、更には、小学校統合へ向けた取り組みなど、計画した教育環境整備と、それらを活用した教育活動の実践が図られたと考えております。また、社会教育課所管事務事業におきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら集客事業を展開し、レ・コード館を中心とした特色ある社会教育事業の実践、ふるさとの自然や歴史などの資源を活用した学習や体験機会の提供、更には、体力向上やスポーツに親しむ機会の提供など、町民の皆さんのご協力をいただきながら、年間を通じた事業展開を図ることができたと考えております。教育委員会といたしましては、評価の過程で頂いたご意見を参考に、今年度の事務事業の執行に活かして参るとともに、次年度以降の事務事業の改善や推進に努めて参りたいと考えております。なお、評価内容の詳細につきましては、改めて報告書をご確認いただきたいと思います。

次に、本年4月18日に実施いたしました、全国学力、学習状況調査について、文部科学省から結果の公表がございましたので、概要についてご報告申し上げます。本調査は、小学校6学年、中学校3学年を対象に国語及び算数、数学、そして中学校は3年に一度実施される英語も加え、3教科について調査を実施しております。また、教科に関する調査に加え、生活習慣や学習方法、学習環境や生活の側面などに関する児童生徒質問紙調査、更に学校における指導方法に関する取り組みや、人的、物的な教育条件の整備状況などに関する学校質問紙調査の内容で実施しております。

まずはじめに、教科に関する調査についてですが、小学校では、国語は例年を上回り、全道平均と同様となり、全国平均との差も少なくなりました。算数についても例年を上回り、全道平均よりやや高く、全国平均と同様の結果となっております。中学校では、国語は全国平均もやや上回り、数学は全道・全国平均とほぼ同様という状況になっています。

令和元年度以来となる英語では、全道平均を僅かに上回り、全国平均と同様の結果となりました。また、児童生徒質問紙からは、北海道や全国の平均に比べ、小中共通の傾向として今住んでいる地域の行事に参加していると回答した児童生徒の割合が高く、特に中学校で地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあると回答した生徒が多いことから、地域への関心が高く、学年が上がるにつれ、ふるさとと自分自身の関わりについてしっかりと考えていることがうかがわれます。更に、中学校の英語の平均正答率にも表れています。小学校・中学校共に、英語の学習への関心意欲が高く、小学校では外国のことをもっと知りたい、中学校では地域のことを外国の人にもっと知ってもらいたいと考えている児童生徒が多いことから、英語を学ぶことを通してふるさとを愛し、ふるさとと世界のつながりに目を向ける子どもたちの姿が浮かび上がってきます。

一方で、中学校において例年高い数値が出ていたICT機器の使用頻度については、今年度は全国平均を大きく下回り、原因としては、使用機会は多くあっても、課題を解決したなど、実感を伴う活用ができていないことが考えられます。今後は家庭学習や長期休業中などの活用、仲間との協働によって課題を解決していくツールとしての活用など、活用の場面を意図的に設定していくことが必要と考えております。本調査は、児童生徒が身に着けるべき学力の一部分の傾向であることや、調査結果は、学校における教育活動の側面でありますことから、これらの調査結果と他の様々な情報を合わせて、総合的に分析評価することが必要であり、個々の設問や領域等に着目して、学習指導上の課題を把握分析し、児童生徒一人一人の学習意欲の向上につなげることが重要となります。各校においては、本年度の結果を踏まえ、校長を中心として、教職員が詳細な結果分析を行い、共通認識を持った上で、今後の授業改善や、家庭学習の定着化に向けた取組を強化していくことにしております。また、当町では各校の結果分析等を受けて、教職員で組織する学力向上推進委員会において、町としての分析と課題整理を行った上で、目標を定め町全体として共通の取組を行っていく予定です。なお、調査結果の詳細につきましては、町広報誌において、今後の改善策を含め、改めて公表させていただきたいと存じます。

次に、中体連全道大会及び各種大会の出場結果について、ご報告申し上げます。新冠中学校では、本年度、陸上、柔道、卓球、男子バレーの4種目が、地区大会を勝ち抜き、中体連全道大会への出場を果たすとともに、吹奏楽部においても、北海道吹奏楽コンクールへの出場を果たしました。各種目において健闘したものの、中体連においては、卓球個人戦の2回戦進出を最高成績として、吹奏楽部は銅賞を受賞して全道大会を終えております。加えて、卓球部においては、北海道卓球選手権大会中学2年生以下のカデットの部への出場を果たしたところであります。全道大会へ出場した生徒たちは、緊張感溢れる会場を舞台に、技術力や精神力の面で多くのことを学ぶ貴重な経験となったものと考えており、教育委員会では全道大会への選手派遣に係る費用について、引き続き支援して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、社会教育における青少年事業であります、令和5年度新冠町少年国内研修交流事

業について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び3年度についてはやむを得なく事業を中止としましたが、令和4年度は、感染症の影響はあったものの、対策を講じながら3年ぶりの事業を実施いたしました。令和5年度の開催についても、昨年度と同様にコロナ禍に参加できなかった対象学年を考慮し、従来の小学6年生から中学1年生としていたものを中学2年生までとし、定員についても10名増員した30名を募集いたしました。募集の結果、小学6年生15名、中学1年生4名の計19名の応募があり、中学2年生の参加希望はありませんでしたが、昨年の中学1年生の参加が11名いたことから本年の参加希望がなかったと分析しております。参加募集期間後に開催いたしました教育委員会において、本研修がリーダー養成研修であり、意欲や向上心の高い児童生徒を選考する観点から、追加での募集をしないと判断し、過日行いました選考会において、応募があった児童生徒全19名、高校生サブリーダー1名を参加者として決定しております。

また、本研修実施にあたっては、過去の実績や今後の方向性について検証することとしており、先般開催いたしました教育委員会、総合教育会議において協議を行い、研修の視点、研修地沖縄、交流先となる金武町の3点について検証した結果、歴史や風土、気候や暮らしの違う、沖縄県は非常に研修効果が高く、また、交流先の金武町中川区とも良好な相互交流が実施できていることから、今後も継続して沖縄県を研修地として実施することが望ましいと見解を示したところでございますが、本年度は私自身も引率者に加わり、事業参加した上で、更に検証を深めていきたいと考えております。

今後、保護者説明会、事前研修を行いながら、児童生徒のリーダーとしての資質向上を図りつつ、充実した内容により本研修事業を進めて参りますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第3回定例会における教育行政といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の行政報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程5 同意第14号

○議長（氏家良美君） 日程第5、同意第14号、新冠町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第14号、新冠町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

新冠町教育委員会委員であります小林悟さんは、本年11月4日をもって任期満了となりますことから、後任委員に次の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めます。

同意を求め方は、新冠町字北星町8番地の19にお住まいの前山光暁さん、昭和41年生まれの57歳の方でございます。履歴等は割愛をさせていただきますが、前山さんは、かねてから当町の教育行政運営に御尽力をいただいております。民生児童委員、あるいは表彰審議会委員に加えまして、教育分野におきましても、地域子ども会の指導者をはじめ、社会教育委員や青少年健全育成委員などを歴任されており、教育行政に関する幅広い見識と経験をお持ちで、教育委員会委員として適任と判断をいたしまして、任命同意を求めます。

以上が、同意第14号の提案理由でございます。提案どおり御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより同意第14号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第14号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程6 報告第8号

○議長（氏家良美君） 日程第6、報告第8号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し報告のとおり受理することにいたしたいと思っております。

◎日程7 報告第9号

○議長（氏家良美君） 日程第7、報告第9号、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてを議題といたします。

教育長より、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありましたので、質疑を省略し御手元に配付の報告のとおり、受理することにしたと思います。

◎日程 8 報告第 10 号

○議長（氏家良美君） 日程第 8、報告第 10 号、令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 報告第 10 号、令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により算定いたしましたそれぞれの比率につきまして、去る 8 月 24 日、監査委員に審査をいただきましたので、監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告するものでございます。

次ページをお開き願います。健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、法律において、地方公共団体の財政の健全化に関する 4 つの指標が定められております。特別会計や公営企業会計の累積赤字を含め、注意喚起の段階として財政健全化団体、さらに悪化した場合には、財政再生団体が規定されております。財政健全化団体になりますと、財政健全化計画を作成し、計画に基づき財政健全化に取り組むこととなります。また、財政再生団体になりますと財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこととなり、総務大臣の許可がなければ起債の発行が出来なくなるほか、税金や公共料金の増額などを見直しをせざるを得なくなるというものでございます。

初めに、健全化判断比率の状況ですが、各会計における 4 種類の指標について記載をしております。左上から実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわすもので、15%以上で財政健全化団体、20%以上で財政再生団体となりますが赤字は生じてございません。

次に、連結実質赤字比率は、一部事務組合、広域連合、第三セクターを含めない全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわすもので、20%以上で財政健全化団体、30%以上で財政再生団体となりますが赤字は生じてございます。

次に、実質公債費比率は、全会計に一部事務組合、広域連合を含めた中で標準財政規模に対する公債費、及び公営企業会計などへの繰出金のうち、実質的に公債費充てたと認められる準公債費の割合の過去 3 か年間の平均値であらわすもので、この数値は、起債発行の際に協議もしくは許可を判断する上で用いられ、18%以上になると許可が必要になり、25%以上で単独事業に係る地方債が制限され、35%以上でこれらに加えて、一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。当町におきましては、平成 22 年度決算では 18.1%で起債発行の際は許可でありましたが、平成 23 年度決算で 16.6%

となり協議変更となり、以後年々減少し令和3年度では7.7%、令和4年度は8%となっております。前年度からの増加の要因は、標準財政規模が普通交付税の追加交付額の減額や交付税算入される地方債元利償還金の減により、算定に用いる分母が小さくなったためでございます。

次に、将来負担比率についてですが、全会計に一部事務組合、広域連合、第三セクターを含めた中で地方債の残高などをはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわすもので、350%以上で財政健全化団体となります。令和3年度に引き続き、将来負担に対し充当可能財源が上回っております。

次に、下段の資金不足比率の状況ですが、公営企業会計ごとの資金の不足が、事業の規模に対してどの程度であることを示すものであり、公営企業会計ごとに算定し、20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定することとなりますが、いずれの会計も資金不足は生じてございません。

以上が、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の提案理由でございます。御審議を賜り、報告のとおり受理いただきますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより報告第10号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

報告第10号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程9 承認第9号

○議長（氏家良美君） 日程第9、承認第9号、専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第9号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

1ページをお開き願います。専決処分書、令和5年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年8月7日付けをもって専決処分したものです。このたびの専決処分は、本年8月6日に上下水道料金システムが故障し、業務に支障を来すとともに、料金請求の遅延により町民の皆さんに御迷惑をおかけすることを避けるため、早急に対処することが必要であると判断し、これら予算の補正に当たり議会を開くいとまがなかったことから、専決処分したものです。

予算書の1ページをお開き願います。令和5年度新冠町一般会計補正予算、このたびは3回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ62万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2192万6千円にしたものです。

初めに、事項別明細書の歳出から説明いたしますので8ページから9ページをお開き願います。4款衛生費、3項水道費、2目簡易水道費43万6千の追加は、27節繰出金で、上下水道料金システムの故障に伴う修繕費を補正したもので、簡易水道会計及び下水道会計に案分して計上しております。詳細は簡易水道会計で説明いたします。10ページから11ページに移ります。7款土木費、4項下水道費、1目下水道整備費18万7千円の追加は、27節繰出金で、前ページと同様、上下水道料金システムの修繕費を補正したもので、簡易水道会計及び下水道会計に案分して計上しております。詳細は下水道会計で説明いたします。

次に歳入について説明いたしますので、6ページから7ページをお開き願います。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金62万3千円の追加は、前年度繰越金を財源として予算化するものです。

以上が、承認第9号、令和5年度新冠町一般会計補正予算の専決処分に係る提案理由です。御審議を賜り報告のとおり承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、承認第9号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第10 承認第10号

○議長（氏家良美君） 日程第10、承認第10号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 承認第10号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらるるものでございます。

次ページをお開き願います。専決処分書、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年8月

7日付けをもって専決処分したものでございます。このたびの専決処分は、去る8月6日に発生した上下水道料金システムが故障し、業務に支障を来すとともに料金請求の遅延により、町民の皆様にご迷惑をおかけすることを避けるため早急に対処することが必要であると判断し、これら予算の補正に当たり、議会を開くいとまがなかったことから専決処分をしたものです。

予算書1ページをお開き願います。令和5年度新冠町簡易水道特別会計補正予算、このたびは1回目の専決補正予算となります。令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を次のとおり定めたものでございます。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4568万6千円にしたものでございます。

それでは事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページ9ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費43万6千円の追加、10節需用費43万6千円の増額は、システムサーバー機器の補修に伴う修繕料でございます。なお、このたびのシステム修繕は、上下水道の各事業に共通したものであることから、事業割合で案分補正しており、当会計では70%分の修繕費について補正計上しております。

次に歳入について説明いたしますので、6ページ7ページをお開き願います。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金43万6千円の追加は、歳入歳出精査に伴う不足額を財源調整分として一般会計から繰入れたものでございます。

以上が、承認第10号の専決処分に関わる提案理由でございます。御審議を賜り、報告のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

◎日程第11 承認第11号

○議長（氏家良美君） 日程第11、承認第11号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 承認第11号、専決処分について提案理由を申し上げます。

す。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。

次ページをお開き願います。令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年8月7日付けをもって専決処分したものでございます。このたびの専決処分は、承認第10号と同じでございます。

予算書1ページをお開き願います。令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算、このたびは、1回目の専決補正予算でございます。令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を次のとおり定めたものでございます。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億184万1千円にしたものです。

それでは事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページ9ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道費、1目一般管理費18万7千円の追加。10節需用費18万7千円の増額は、システムサーバー機器の補修に伴う修繕料です。なお、先ほどと同じくこのたびのシステム改修は、上下水道の各事業に共通したものでございます。事業割合で案分補正しており、当会計では、30%分の修繕費について補正計上しております。

次に歳入について説明いたしますので、6ページ7ページをお開き願います。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金18万7千円の追加は、歳入歳出精査に伴う不足額を財源調整分として一般会計から繰り入れるものでございます。なお、修繕作業については、8月18日に完了復旧しております。

以上が、承認第11号の専決処分に係る提案理由でございます。御審議を賜り、報告のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、承認第11号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第12 承認第12号

○議長（氏家良美君） 日程第12、承認第12号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第12号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをお開き願います。専決処分書、令和5年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年8月8日付けをもって専決処分したものです。このたびの専決処分は本年8月8日に新冠温泉の給水ポンプが故障、停止し、調査の結果、修復が不可能とのことで業務の継続を最優先に、応急処置用の代替給水ポンプの設置、及び新たな給水ポンプを早急に手配し対処することが必要であると判断し、これら予算の補正に当たり議会を開くいとまがなかったことから、専決処分したものです。

予算書の1ページをお開き願います。令和5年度新冠町一般会計補正予算、このたびは4回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2554万5千円にしたものです。

初めに、事項別明細書歳出から説明いたしますので、8ページ9ページをお開き願います。6款商工費、1項商工費、2目観光費361万9千円の追加。10節需用費70万4千円の増額は、新冠温泉給水ポンプ故障に伴う応急処置用の代替ポンプ設置経費を計上。14節工事請負費291万5千円の増額は、新冠温泉給水ポンプユニット等の更新に係る工事費を計上しております。

次に歳入について説明いたしますので、6ページから7ページをお開き願います。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金361万9千円の追加は、前年度繰越金を財源として予算化するものです。

以上が、承認第12号、令和5年度新冠町一般会計補正予算の専決処分に係る提案理由です。御審議を賜り、報告のとおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

秋山議員。

○6番（秋山三津男君） 今回新たにポンプが新しく取り替えましたが、予備のポンプとして、置くことは可能なの。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 一時仮置いた仮設のポンプの、今後の対応ということでよろしいですね。それにつきましては、今後同様の事案が起り得る、起り得るかどうか分からないところなんです、予備のポンプとしまして、いつでも代替に対応できるという

体制をとりたいことから、町で備え置いておきたいというふうに考えてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

秋山議員。

○6番（秋山三津男君） 今回のこのポンプは特殊なポンプですよね。完全に予備に置いとくということによろしいですね。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 仮設のポンプにつきましては、特殊といたしますか、既存の既成品のものでございました。今、本来の備え置いている、現在設置してるものは特殊なものでございますが、仮設のものは既製品でございます。それにつきましては先ほど申し上げたとおり、代替のポンプとして町で備え置きたいというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 今回突然の給水のほうの故障ということで、担当職員含めて、本当に大変だったと思います。でもその日のうちに、復旧出来たということは、本当によかったなというふうに思います。それでこれは経営者側が判断することだと思いますけれども、水のことですから利用者にとっては、あるいは宿泊者にとっては不自由な部分もあったかなと思いますけれども、その辺の宿泊客に対する料金の割引等については、そこまでの状態ではなかったというふうな判断で、よろしいのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 当日の対応といった部分を含めての答弁になるんですが、まず、朝食の対応につきましては、問題なく対応出来てございました。かつ飲み水の対応につきましては、ミネラルウォーターの購入等その配布によって対応してございます。また、不便をかけたことにつきましては、運営会社のほうでおわびを申し上げるなどで対応してございまして、以上のことを踏まえて運営会社としましては、減額はしなかった、必要なかったというふうに対応したということで聞いてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） それで、新しく本来の給水ポンプを購入するわけですが、その価格については、幾らなんですか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 給水ポンプユニット更新ということで、こちらの金額は13万1千円でございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、承認第12号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第13 認定第1号～日程第19 認定第7号

○議長（氏家良美君） 日程第13、認定第1号、令和4年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第2号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第3号令和4年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第4号、令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第5号、令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第6号、令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第7号、令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時32分

再会 午前11時39分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定につきまして、一括提案理由を申し上げます。

令和4年度新冠町一般会計ほか6件の特別会計に係る歳入歳出の決算につきましては、去る8月24日から28日までの3日間、監査委員に審査していただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定についてお願いするものでございます。

各会計の決算の内容説明につきましては省略させていただき、監査委員の審査意見を朗読し、提案の理由とさせていただきます。認定第7号の次ページに綴っております、令和4年度新冠町一般会計等決算の審査意見についての9ページをお開き願います。第3、審査意見という中段から下のところでございます。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は84.8%で、前年度から0.5ポイント増となっているが、これは普通交付税の減額が主な要因となっている。また、基金残高は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用しての事業実施によ

り、一般財源での事業実施を抑制出来たことに加え、今年度のみ退職手当組合負担金の一部納付を要しなくなったことや、コロナ禍による巣ごもり需要増加により、ふるさと納税の寄附額が増加していることにより、前年度に比べ3億112万8千円増加している。

一方、実質公債費比率は、最も高かった平成20年度の19.9%から年々減少していたが、近年微増傾向にあり、本年度は8%と前年度の7.7%から0.3ポイント増と、3年続けて増加となっている。今後は、世界的な物価上昇を背景に、経常的経費の増加や新冠町国民健康保険診療助改築等、特に投資的経費の財政負担増加が見込まれることから、より一層健全な財政運営及び改善に努めるべきと考える。

町税の収入未済額は、本年度3525万4千円と昨年に引き続き前年度を下回り、収入未済縮減対策の成果が見受けられている。しかしながら税の負担公平の観点からも、引き続き適切な収納対策を徹底し、収納未済額の縮減に向け一層の努力を期待する。

以上、提案理由を申し上げました。決算認定のほうよろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程20 会議案第11号

○議長（氏家良美君） 日程第20、会議案第11号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました、認定第1号から第7号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議長及び議選監査委員を除く議員全員で構成する、令和4年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から第7号までを付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第7号までの7件は、ただいま設置されました令和4年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託の上審査することに決定いたしました。なお、ただいま設置されました令和4年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会においては、正副委員長を互選し後刻報告願います。

昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再会 午後12時59分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第21 議案第44号

○議長（氏家良美君） 日程第21、議案第44号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第44号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について協議するため提案するものでございます。本案は、当町が加入する一部事務組合である北海道市町村職員退職手当組合に、後志広域連合が新たに加入することに伴うものです。

新旧対照表で御説明いたしますので、2ページをお開き願います。別表（2）一部事務組合及び広域連合の表において、後志管内の項中、南部後志衛生施設組合の次に、後志広域連合を加えるものです。1ページにお戻りください。附則といたしましてこの規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上が、議案第44号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第44号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第45号

○議長（氏家良美君） 日程第22、議案第45号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第45号、財産の取得について、提案理由を申し上げます。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。1. 取得する財産及び数量は、(1) 名称、庁舎内ネットワークサーバー機器。(2) 数量、一式。(3) 型式、HA8KV_DL36G10他。2. 取得の目的は、現行サーバーの稼働から12年が経過し、障害発生によるデータの消失や執務の停滞を防ぐため、機器の更新を図るものです。3. 取得の金額は2145万円です。4. 契約の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内北海道市町村備荒資金組合組合長、原田豊です。

若干補足させ説明させていただきますけれども、現行のサーバーはメーカーの保守期限である5年を経過しておりますが、サーバー更新には多額の費用を要することから、この間バックアップをとりながら慎重に運用してきたところでございます。近年になりまして、まれに動作不良が認められたことから、先ほど申し上げました重大な障害発生によるデータの消失、執務の停滞を防ぐため、機器の更新を行うものです。また、サーバー機器及び事業者の選定については、専門的知見から提案を受け、機器の価格のみならずランニングコストや保守体制など、総合的な評価により選定することを目的に、プロポーザル方式を採用しております。応募のありました2社からの提案について評価し、株式会社北海道日立システムズを選定したところでございます。

本議案における契約の相手方が北海道市町村備荒資金組合となっておりますのは、財政支出の平準化を図るため当該組合が実施しております、譲渡事業制度を活用して、一旦、備荒資金組合が当該機器を取得し、その後5年間で、当該事業費を支払っていくものでございます。

以上は、議案第45号財産の取得についての提案理由です。御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第45号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。新しいサーバーの容量は、現行のサーバーに比べて、やはり増大しているのかということと、ただいま説明ありました、バックアップをとっているということは、クラウド化ということと理解してよろしいでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） まず1点目の容量ですけども、現行の容量よりも大きなものになっているということでございます。それからもう1点、バックアップの関係ですけど

も、クラウド方式ではなくて、こちらについては別なサーバーを用意してそちらのほうでバックアップをとっているという対応でございます。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） 分かりました。別なサーバーっていうのはどこにあるのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 庁舎内の2階のOA室という部屋がありますけども、その中にあります。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） やっぱりサーバーっていうことであればもう当然寿命もある。今回12年間経過していうことで、サーバーの寿命としては大変、今まで苦勞しながら長く使われてきたんじゃないかなというふうに想像するわけですけども、万が一の時に、庁舎が何らかの災害とか受けたときに、同じものが庁舎内にあっても、バックアップも万が一のときのことを考えたときには、クラウド化ということのほうが安全ではないかと思えますけど、クラウド化っていっても相当費用がかかるんで、そういう点も考慮して庁舎内にやむを得ず置いたということではございましょうか。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 竹中議員さんがおっしゃってるとおりですね、そういうクラウド化つてのもあるんですけども、今、町のほうで対応している、総合行政システムということで、住民記録だとか税だとか、健康保険等々のそういった重要なデータ、こちらにつきましては、個人情報を含む情報等につきましては、クラウド化されているんです。それ以外の比較的そういう意味で、事務的なものというものについては、それまでお金をかけてクラウド化してるんじゃないなくて、今言ったサーバーのほうで管理しているという対応で、費用対効果の面もありますけども、そういう対応をしてるところでございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第46号

○議長（氏家良美君） 日程第23、議案第46号、令和5年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第46号、令和5年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和5年度新冠町一般会計補正予算、このたびは3回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6808万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9363万2千円にしようとするものです。

はじめに、事項別明細書歳出から説明いたしますので、11ページから12ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6990万円の追加。7節報償費5105万5千円の増額のうち、5万5千円及び10節需用費84万5千円の増額は、新冠町功労彰善行賞表彰費で、受賞者見込み6名に対して11名と5名増加したことなどにより、記念品、表彰盾、集合写真を追加するもの。7節報償費5105万5千円の増額のうち、5100万円及び11節役務費1800万円の増額は、ふるさと納税寄附金1億5千万円の増額を見込み、返礼特例品の購入費及び収納代理業者決済手数料等を計上しております。これによりふるさと納税寄附額の累計は2億5千万円を見込むこととなります。11目ふるさとづくり基金費8310万円の追加は、24節積立金で、1つ目に、ふるさと納税寄附金分として、寄附金額1億5千万円の増額を見込み、返礼特例品購入費5100万円、及び収納代理業者決済手数料等1800万円を差し引いた8100万円の増額。2つ目に、ふるさと納税以外の寄附金分として、個人3名からいただいた210万円を増額するもの。13ページから14ページに移ります。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費450万円の追加は、マイナンバーカード交付事務に係るもので、2節給料90万1千円の増額は、会計年度任用職員1名雇用6か月分を計上。3節職員手当等175万2千円の増額は、職員5名分の時間外手当及び会計年度任用職員1名の期末手当と通勤手当を計上。4節共済費16万4千円の増額は、会計年度任用職員1名の共済組合負担金及び社会保険料を計上。10節需用費24万7千円の増額は、コピー用紙等の事務消耗品費を計上。12節委託料47万円の増額は、マイナンバーカードガイドブック製作費及び本人確認書類裏書印字システム保守委託料を計上。17節備品購入費96万6千円の増額は、本人確認書類裏書印字プリンター購入費を計上しております。これらの経費に対しては、全額国庫補助金が交付されるものです。詳細は説明資料1ページのとおりです。15ページから16ページに移ります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費687万7千円の追加。18節負担金補助及び交付金140万円の増額は、新冠町社会福祉振興補助金で、介護を要する方2

名に係る住宅改修に対する補助金2件分を新たに計上。詳細は説明資料2ページのとおりです。19節扶助費36万1千円の増額は、重度身体障害者日常生活用具給付費で新規申請者3名分を追加。詳細は説明資料3ページのとおりです。22節償還金利子及び割引料511万6千円の増額。障害者自立支援給付費負担金返還金378万8千円。障害児通所給付費負担金返還金20万5千円及び障害者医療費負担金返還金112万3千円の増額は、いずれも令和4年度に交付された国庫負担金及び道費負担金において、給付実績が交付額を下回ったため、過剰分を国及び道へ返還するものです。2目老人福祉費46万円の追加は、18節負担金補助及び交付金の日高中部広域連合負担金で、介護保険サービス給付費の増額によるもの。詳細は説明資料4ページのとおりです。17から18ページに移ります。2項児童福祉費、1目児童措置費110万円の追加は、18節負担金補助及び交付金で新冠町出産応援給付金65万円の増額は、妊娠届時に経済的支援として5万円支給するもので、13件を見込み計上。新冠町子育て応援給付金45万円の増額は、出生届時に経済的支援として5万円支給するもので、9件を見込み計上。本給付事業は、国の令和4年度補正予算における物価高克服経済再生実現のための総合経済対策で事業化されたもので、令和5年4月1日から9月30日までの分は、令和4年度の補正予算で措置し、令和5年度へ繰越しております。今回は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までが対象期間となっております。なお、事業に係る補助率は国3分の2、道と町がそれぞれ6分の1となっております。詳細は説明資料5ページのとおりです。2目児童福祉施設費462万5千円の追加。18節負担金補助及び交付金461万6千円の増額は、施設型給付費で利用延べ人数が当初見込みを4名上回り、さらに公定価格の高い3歳児未満の入園児が増加したことによるもの。詳細は説明資料6ページのとおりです。22節償還金利子及び割引料9千円の増額で、過年度分施設等利用給付費国庫費返還金6千円及び過年度分施設等利用給付費道費返還金3千円の増額は、令和4年度において国及び道からの交付された補助金額に対して、利用実績に基づく補助金の確定額が下回ったため、過剰分を国及び道へ返還するもの。詳細は説明資料7ページのとおりです。19から20ページに移ります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目衛生環境衛生費269万2千円の追加は、18節負担金補助及び交付金で、町内住宅等蜂の巣駆除補助金43万8千円の増額は、駆除件数を67件分追加するもの。合併処理浄化槽設置整備事業補助金125万4千円の増額は、申請件数が3件増加したことによるもの。詳細は説明資料8ページのとおりです。危険空家等除却補助金100万円の増額は、申請件数が2件増加したことによるもの。詳細は説明資料9ページのとおりです。21から22ページに移ります。

5款農林水産業費、1項農業費、5目牧野管理費、補正額はありますが、財源内訳で6月に殺処分したヨーネ病町有牛1頭に対する国の補助金を財源充当するもので、国道支出金を35万2千円増額し、一般財源を同額減額するもの。23から24ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費30万円の追加は、熊捕獲奨励報奨金で、当初措置15頭分を全額執行し、今後も捕獲が見込まれることから、15頭分をさらに追加するもので

す。25から26ページに移ります。

6款商工費、1項商工費、2目観光費44万円の追加。10節需用費44万円の増額は、新冠温泉の洋風風呂浴槽タイル剥がれ落ち箇所原形復旧修繕を行うもの。詳細は説明資料10ページのとおりです。27から28ページに移ります。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費592万9千円の減は、18節負担金補助及び交付金で、日高中部消防組合本部経費負担金78万1千円の減額は、人事異動及び定年引上げに伴う退職手当組合負担金の納付特例措置適用等によるもの。日高中部消防組合支所経費負担金514万8千円の減額は、定年引上げに伴う退職手当組合負担金の納付特例措置適用等によるもの。なお、定年引上げに伴う退職手当組合負担金の納付特例措置適用に係る減額は、町の各会計においても共通するものですが、人件費の補正につきましては、例年同様、人事院勧告に基づく補正とあわせて、12月定例会で計上することとしておりますので御理解願います。29から30ページに移ります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費2万2千円の追加は、小中学校教育支援委員会委員の増員によるもので、知的1学級の増加により、特別支援学級の教員2名と、来年度の平取養護学校への入学予定者に係る平取養護学校の教員1名が増加したため、かかる報酬1万9千円と費用弁償3千円を増額するものです。

次に歳入について説明いたしますので、7ページから8ページをお開き願います。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金54万5千円の追加は、保育料で新規2名分を計上。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金167万4千円の追加は、施設型給付費の増額に伴うもの。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金450万円の追加は、マイナンバーカード交付事務費に対するもの。2目民生費国庫補助金81万円の追加、域生活支援事業費等補助金7万7千円の増額は、重度身体障害者日常生活用具給付費増額に伴うもの。出産子育て応援交付金73万3千円の増額は、新冠町出産子育て応援交付金の増額に伴うもの。3目衛生費国庫補助金41万8千円の追加は、合併処理浄化槽設置整備事業で3件増加に対するもの。6目農林水産業費国庫補助金35万2千円の追加は、6月に殺処分したヨーネ病町有牛1頭に対するもの。

15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金83万7千円追加は、施設型給付費の増額に伴うもの。2項道補助金、2目民生費道補助金88万2千円の追加、地域生活支援事業費等補助金6万4千円の増額は、重度身体障害者日常生活用具給付費の増額に伴うもの。施設型給付費道補助金63万5千円の増額は、施設型給付費の増額に伴うもの。出産子育て応援交付金18万3千円の増額は、新冠町出産子育て応援交付金の増額に伴うもの。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金1億5210万円の追加。ふるさとづくり事業指定寄附金1億5千万円の増額は、ふるさと納税で実績見込みによるもの。ふるさと納税対象外分210万円の増額は、個人3名からの寄附金です。9ページから10ページ

に移ります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金541万9千円の追加は、前年度繰越金を財源として予算化するもの。

20款諸収入、4項雑入、5目雑入55万円の追加。雇用保険個人負担分6千円の増額は、マイナンバーカード交付事務で雇用する会計年度任用職員1名分。日高中部広域連合、前年度精算返還金54万4千円の増額は、令和4年度負担金精算による余剰金の返還です。

以上が、議案第46号、令和5年度新冠町一般会計補正予算の提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後1時25分 散会)